



ジャンプ君

しあわせへの道

令和5年5月発行 第122号

熊取町・熊取町教育委員会・熊取町人権協会



5月1日～7日は「憲法週間」です

昭和22年5月3日に現在の「日本国憲法」が施行されました。これを記念して、5月3日を憲法記念日、5月1日から7日までの1週間を「憲法週間」としています。

「職業選択の自由」「幸福を追求する権利」「教育を受ける権利」などの基本的人権は、憲法で保障されています。だれもが平等で明るく幸せに生活できる社会を築くために、お互いの人権を尊重し、憲法の精神を守り育てましょう。

無料 特設人権相談窓口を開設します。

日 時：5月11日（木）午後1時～3時
場 所：熊取町役場東館 2階相談室
相談員：人権擁護委員



部落差別（同和問題）を解消しましょう

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

偏見や差別に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。
一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

法務省の YouTube チャンネルでは、部落差別（同和問題）に関する啓発動画を公開しています。（動画リンク）



お気軽にご相談ください

※秘密は厳守します

■町の相談窓口（女性相談含む・電話相談可）

日時：毎月第1～4木曜日

午後1時～3時（祝日・年末年始は除く）【1人50分まで】

場所：熊取町役場東館2階相談室

◎人権・女性活躍推進課 ☎452-1004（直通）

※予約優先（匿名でも受付しています）

※第1木曜日は女性限定相談日

※第1・3・4木曜日は女性相談員による相談

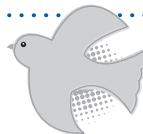
※第2木曜日は人権擁護委員による相談

■大阪法務局の人権相談（手紙・電話相談可）

月曜日～金曜日（祝日を除く）の午前8時30分～午後5時15分

- ①常設相談所（大阪法務局岸和田支局）
- ②みんなの人権110番（全国共通）
- ③子どもの人権110番（全国共通・通話料無料）
- ④女性の人権ホットライン（全国共通）

☎072-438-6501
☎0570-003-110
☎0120-007-110
☎0570-070-810



他にも、インターネット人権相談窓口があります。

（法務省インターネット人権相談受付窓口ページ）↑

6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の方々で、現在、約14,000人の方が全国の市町村に配置されています。人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者救済をしたり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動をおこなっています。

本町では、次の5名の方々が人権擁護委員として活躍されています。

○人権擁護委員（4月1日現在：敬称略：50音順）

江見 和典・大野 廣介・阪上 忠弘・西本 美加保・前田 美穂子



『全国一斉特設人権相談』を実施します。

「人権擁護委員の日」にあわせ開設します。お気軽にご相談ください。

ご相談は無料、秘密は厳守いたします。

日 時：6月5日（月）午後1時～3時

場 所：熊取町役場東館2階相談室

相談員：人権擁護委員



ふれ愛映画会

人権擁護委員の活動

街頭啓発



人権や平和に関する映画会上映後、人権擁護委員の講話を行っています。



憲法週間や人権週間に啓発活動として、熊取駅東西自由通路にて、チラシや人権グッズを配布しています。

人権擁護委員からのひと言

「基本的人権とは、日本国憲法に定められているよう人が平等に扱われ、自分の意思で自由に生きることができる、生まれながらに持つ権利のことです。」だれにとっても大切なことで、自分で職業を選んで働き、それで得た収入を自由に使って良いという権利などがあります。日常の思いやりの心によって守られているものだと思います。

とはいっても、生活する中で、社会的な必然にもとづく、上下関係があります。例えば、年齢による上下関係、経験年齢による長短関係、役職による先輩・後輩関係、性別による関係、その地域で住む経過年数による・・・など区別がたくさんありますが、これらをお互いに認識し合って生活すれば何事のトラブルも発生すること無く楽しく生きがいを持って生活できるものと考えます。

ところが、これらをすべて平等と言ってしまえば、世の中には成り立っていないことも現実であり、十分認識していく必要があるのではないでしょうか。人間は、自分より弱い者を支配下におくことに快感をもち、常に支配下におきたいとの願望感・欲望感が強いように思われます。もちろん日常生活の中では追いつけ・

追い越せの競争心で、周りの人以上に努力、がんばりも必要です。

ただ、弱い者に対して支配欲が強すぎ、相手を格下に見る、相手を見下げる意識が強い余りに“いじめ”“暴力”“暴言”“DV”などが表面に現れ、行動に移してしまうように考えます。社会生活の中での上下関係、先輩後輩関係など、それぞれ定められたルール及び習慣の中で適正に遂行しなければなりませんが、ルールを逸脱する手法で支配を強行させるとトラブルに発生すると思います。

子どもたちの間でも、支配が強すぎるとこれまで仲良しであったのが、反転して“いじめ”が発生するのではないかでしょうか？SNSで仲間の悪口を広げる行為は、相手を支配下におきたいあまりに同調者を数多く集める手段として行動に移すのではないかと思われます。

これらを行動に移す前に30秒間待って一考することも大切です。そうすれば少し冷静になり、精神的にも落ち着き、この様な行動を取るべきでない・・・との考えになるのではないかでしょうか？いずれにしても何か行動を起こす前に相手の立場に立って考えてみましょう。

（人権擁護委員 江見和典）